

平成28年4月定例教育委員会 会議次第

開催日時：平成28年4月27日（水）9時から
会 場：白杵庁舎 301会議室

1 開 会

2 教育長報告

3 協議事項

- | | |
|--------|-----------------------------|
| 第19号議案 | 白杵市就学支援委員会規則の一部改正について |
| 第20号議案 | 白杵市特別支援連携協議会設置要綱の一部改正について |
| 第21号議案 | 白杵市図書館協議会委員の任命について |
| 第22号議案 | 白杵市内キリシタン遺跡調査指導委員会委員の委嘱について |
| 第23号議案 | 学校運営協議会設置校の指定について |

4 学力向上について

- ・放課後子ども教室の実施について

5 教育予算等について

6. その他

7. 閉 会

連絡事項

(1) 各課からの連絡事項

- ・歴史資料館の平成27年度入館者数実績について
- ・学校訪問の日程について

(2) 平成28年5月定例教育委員会の開催について

平成28年5月 日（ ） 時から

平成28年4月

定例教育委員会議案

臼杵市教育委員会

平成28年4月定例教育委員会付議議案 目次

第19号議案	臼杵市就学支援委員会規則の一部改正について-----	1
第20号議案	臼杵市特別支援連携協議会設置要綱の一部改正について-----	2
第21号議案	臼杵市図書館協議会委員の任命について-----	4
第22号議案	臼杵市内キリシタン遺跡調査指導委員会委員の委嘱について--	5
第23号議案	学校運営協議会設置校の指定について-----	6

第19号議案

臼杵市就学支援委員会規則の一部を改正する規則

臼杵市就学支援委員会規則の一部改正について、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第1条第2号の規定に基づき、議決を求める。

平成28年4月27日提出

臼杵市教育委員会教育長 齋藤克己

臼杵市就学支援委員会規則の一部を改正する規則

臼杵市就学支援委員会規則（平成19年臼杵市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号から第6号までを次のように改める。

- (1) 臼杵市公立小中学校 校長代表
- (2) 大分県立臼杵支援学校長
- (3) 福祉施設 代表
- (4) 関係医療機関 医師
- (5) 大分県立臼杵支援学校 調査部会の構成員
- (6) 調査部会の構成員 代表

第3条第2項中「委嘱」の次に「又は任命」を加える。

第4条第1項中「1年」を「2年」に改める。

第7条第1項中「分担するため」の次に「、必要に応じて」を加え、同条第2項中「委嘱」の次に「又は任命」を加える。

第8条第2項中「教育総務課」を「学校教育課」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

理 由

条文の整理及び委員の人数、任期について見直しをする必要があるため。

第20号議案

臼杵市特別支援連携協議会設置要綱の一部改正について

臼杵市特別支援連携協議会設置要綱の一部改正について、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第6号）第1条第2号の規定に基づき議決を求める。

平成28年 4月27日提出

臼杵市教育委員会教育長 齋藤克己

臼杵市教育委員会告示第 号

臼杵市特別支援連携協議会設置要綱の一部を改正する告示

臼杵市特別支援連携協議会設置要綱（平成22年教育委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか」に改める。

第3条第1項中「または」を「又は」に改め、同条第4項を削る。

第6条第2項中「(以下、「専門部員」という。)」を削る。

第8条を次のように改める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、臼杵市教育委員会学校教育課において処理する。

別表を次のように改める。

別表 臼杵市特別支援連携協議会委員名簿

区分	職名等
1 医療関係者 (4名以内)	(1) 医師 (2) 臨床心理士
2 健康・保健関係者 (5名以内)	(3) 臼杵市 子ども子育て課 保健師 (4) 大分県中部保健所 保健師
3 福祉関係者 (7名以内)	(5) 相談支援専門員 (6) 臼杵市認可保育園協議会 園長会 会長

	(7) 家庭児童相談員 (8) 臼杵市地域自立支援協議会 児童部会 委員 (9) 臼杵市 福祉課 課長 (10) 臼杵市 子ども子育て課 課長 (11) 療育機関 代表
4 教育関係者 (9名以内)	(12) 大分県立臼杵支援学校 関係者 (13) 臼杵市公立小中学校 校長会 代表 (14) 臼杵市公立小中学校 教諭 代表 (15) 臼杵市立幼稚園 園長代表 (16) 教育委員会 学校教育課 課長 (17) 教育委員会 学校教育課 指導主事 (18) 特別支援教育相談員

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

理 由

条文の整理並びに臼杵市組織機構の変更及び委員の見直しをする必要があるため。

第21号議案

臼杵市図書館協議会委員の任命について

臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第1条第13号の規定に基づき議決を求める。

平成28年4月27日提出

臼杵市教育委員会教育長 斎藤 克己

臼杵市立図書館条例（平成17年条例204号）第9条の規定に基づき、下記の者に臼杵市図書館協議会委員を任命する。

記

氏名	性別	年齢	所属	専門分野
なかむら 仲村 善彦	男性	56	学校校長会	学校教育

任期：平成28年5月1日～平成29年4月30日

理由

臼杵市図書館協議会委員の任期途中で、学校校長会の図書館教育班長が変更となったため。

第22号議案

臼杵市内キリシタン遺跡調査指導委員会委員の委嘱について

臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第1条第13号の規定に基づき議決を求める。

平成28年 4月27日提出

臼杵市教育委員会教育長 齋藤 克己

臼杵市内キリシタン遺跡調査指導委員会設置要綱（平成23年教育委員会訓令第13号）第3条の規定に基づき、下記の者に臼杵市内キリシタン遺跡調査指導委員会委員を委嘱する。

記

氏名	性別	年齢	所属	専門分野
たなか ゆうすけ 田中 裕介	男	59	別府大学文学部 教授	日本考古学：中世考古学
ごのい たかし 五野井 隆史	男	74	東京大学 名誉教授	歴史学：日本キリシタン史
たかはし ふみお 高橋 二三男	男	66	野津町下藤地区	
おおいし かずひさ 大石 一久	男	64	元長崎歴史文化博物館 Gリーダー	東洋史：石造美術史
はらだ しょういち 原田 昭一	男	56	大分県立歴史博物館 主幹	日本考古学：中世石造物
おおつ ゆうじ 大津 祐司	男	55	大分県立先哲史料館 主幹研究員	日本史学：中世史
くちづ のぶあき 朽津 信明	男	51	独立行政法人国立文化 財機構 東京文化財研究所 保存修復科学センター	保存科学・地質学： 石造文化財保存
いまの はるき 今野 春樹	男	49	東京都墨田区教育委員会	日本考古学：近世考古学

任期：平成28年5月1日～平成30年4月30日

理由

臼杵市内キリシタン遺跡調査指導委員会委員の任期が満了となり、引き続き委嘱する必要があるため。

第 2 3 号議案

学校運営協議会設置校の指定について

臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成 1 7 年教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 1 6 号の規定に基づき議決を求める。

平成 2 8 年 4 月 2 7 日提出

臼杵市教育委員会教育長 斎藤 克己

臼杵市立学校における学校運営協議会設置規則（平成 2 2 年臼杵市教育委員会規則第 8 号）第 3 条の規定に基づき、下記の学校を学校運営協議会設置校として指定する。

設 置 校 名	指 定 期 間
臼杵市立 臼杵小学校	平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日
臼杵市立 臼杵南小学校	平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日
臼杵市立 南中学校	平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日

附 則

この指定は、議決の日から施行し、平成 2 8 年 4 月 1 日から適用する。

理 由

臼杵小学校は新規に設置するため、また、臼杵南小学校、南中学校は 2 年の指定期間満了による再指定を行なうため。

平成28年4月

【定例教育委員会資料編】

平成28年4月定例教育委員会資料編 目次

第19号議案	臼杵市就学支援委員会規則の一部改正について -----	1
第20号議案	臼杵市特別支援連携協議会設置要綱の一部改正について-----	4
第21号議案	臼杵市図書館協議会委員の任命について-----	7

白杵市就学支援委員会規則（平成19年白杵市教育委員会規則第9号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○白杵市就学支援委員会規則</p> <p>平成19年5月30日 教育委員会規則第9号</p> <p>改正 平成22年4月28日教委規則第15号 平成23年5月24日教委規則第28号</p> <p>白杵市障がい児就学支援委員会規則（平成17年教育委員会規則第17号）の全部を改正する。</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に対し、障がいの種別、程度の的確な判断及び就学支援により、その能力及び特出に応ずる適切な教育を行い、もって教育の機会均等の確保を図るため、白杵市就学支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>（業務）</p> <p>第2条 委員会は、前条の目的を達成するため次の業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 特別な教育的支援を必要とする児童・生徒の名簿作成 (2) 個別の調査、検査、診断等による半別資料の作成 (3) 専門医による医学的診断の実施 (4) 児童・生徒の適正な就学支援についての相談 (5) 特別な教育的支援を必要とする児童・生徒の教育相談 (6) 特別支援教育についての啓発及び推進 (7) 関係者機関及び自治体との連絡協調 <p>（組織）</p>	<p>○白杵市就学支援委員会規則</p> <p>平成19年5月30日 教育委員会規則第9号</p> <p>改正 平成22年4月28日教委規則第15号 平成23年5月24日教委規則第28号</p> <p>白杵市障がい児就学支援委員会規則（平成17年教育委員会規則第17号）の全部を改正する。</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に対し、障がいの種別、程度の的確な判断及び就学支援により、その能力及び特出に応ずる適切な教育を行い、もって教育の機会均等の確保を図るため、白杵市就学支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>（業務）</p> <p>第2条 委員会は、前条の目的を達成するため次の業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 特別な教育的支援を必要とする児童・生徒の名簿作成 (2) 個別の調査、検査、診断等による半別資料の作成 (3) 専門医による医学的診断の実施 (4) 児童・生徒の適正な就学支援についての相談 (5) 特別な教育的支援を必要とする児童・生徒の教育相談 (6) 特別支援教育についての啓発及び推進 (7) 関係者機関及び自治体との連絡協調 <p>（組織）</p>

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 特別支援学級設置学校長代表2人

(2) 大分県立臼杵支援学校長

(3) 福祉施設代表

(4) 関係医療機関の医師2人

(5) 大分県立臼杵支援学校調査委員2人

(6) 調査委員代表2人

(7) 前各号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

2 前項の委員は、臼杵市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 委員会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を統括し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議決は、出席委員の3分の2以上の同意を必要とする。

（調査部会及び相談部会）

第7条 委員会に、第2条に規定する業務を分担するため、(追加) 調査部会及び

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 臼杵市公立小学校 校長代表

(2) 大分県立臼杵支援学校長

(3) 福祉施設 代表

(4) 関係医療機関 医師

(5) 大分県立臼杵支援学校 調査部会の構成員

(6) 調査部会の構成員 代表

(7) 前各号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

2 前項の委員は、臼杵市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱又は任命する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 委員会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を統括し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議決は、出席委員の3分の2以上の同意を必要とする。

（調査部会及び相談部会）

第7条 委員会に、第2条に規定する業務を分担するため、必要に応じて調査部会及び

<p>相談部会を置く。</p> <p>2 調査部会の構成員として調査委員を、相談部会の構成員として相談委員を置き、それぞれ教育委員会が委嘱する。</p> <p>3 各部会の部会長は、各委員の互選によりこれを定める。 (事務局)</p> <p>第8条 委員会の事務局は、教育委員会事務局に置く。</p> <p>2 事務局の庶務は、<u>教育総務課</u>において処理する。 (委任)</p> <p>第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別記に定める。</p> <p>附 則 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成22年4月28日教委規則第15号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 (平成23年5月24日教委規則第28号)</p> <p>この規則は、平成23年6月1日から施行する。</p>	<p>相談部会を置く。</p> <p>2 調査部会の構成員として調査委員を、相談部会の構成員として相談委員を置き、それぞれ教育委員会が委嘱又は任命する。</p> <p>3 各部会の部会長は、各委員の互選によりこれを定める。 (事務局)</p> <p>第8条 委員会の事務局は、教育委員会事務局に置く。</p> <p>2 事務局の庶務は、<u>学校教育課</u>において処理する。 (委任)</p> <p>第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別記に定める。</p> <p>附 則 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成22年4月28日教委規則第15号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 (平成23年5月24日教委規則第28号)</p> <p>この規則は、平成23年6月1日から施行する。</p>
---	--

白杵市特別支援連携協議会設置要綱（平成22年白杵市教育委員会告示第8号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○白杵市特別支援連携協議会設置要綱</p> <p>平成22年8月30日 教育委員会告示第8号</p> <p>改正 平成25年4月26日教委告示第4号</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 白杵市教育委員会は、白杵市特別支援連携協議会（以下、「協議会」という。）を設置し、学習障がい、(LD)、注意欠陥／多動性障がい、(ADHD)及び高機能自閉症等（以下、「学習障がい等」という。）を含めた障がいのある幼児児童生徒に対する教育支援体制の整備を図るとともに、個別支援活動の展開及びその充実に向けた協議を行うことを目的とする。</p> <p>（業務）</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 情報の収集及び共有による管内の実態把握</p> <p>(2) 保健、福祉、医療等と連携した教育相談体制の整備</p> <p>(3) 保健、福祉、医療等と連携した教育相談体制の整備</p> <p>(4) <u>その他</u>、目的達成に必要な事項</p> <p>（委員の構成等）</p> <p>第3条 協議会の委員は25名以内とし、別表に掲げるものうちから教育委員会が委嘱または任命する。</p> <p>2 委員の任期は1年とする。ただし、任期途中で委員の欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任委員の任期が終了するまでの間とする。</p> <p>3 委員は、再任することができる。</p>	<p>○白杵市特別支援連携協議会設置要綱</p> <p>平成22年8月30日 教育委員会告示第8号</p> <p>改正 平成25年4月26日教委告示第4号</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 白杵市教育委員会は、白杵市特別支援連携協議会（以下、「協議会」という。）を設置し、学習障がい、(LD)、注意欠陥／多動性障がい、(ADHD)及び高機能自閉症等（以下、「学習障がい等」という。）を含めた障がいのある幼児児童生徒に対する教育支援体制の整備を図るとともに、個別支援活動の展開及びその充実に向けた協議を行うことを目的とする。</p> <p>（業務）</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 情報の収集及び共有による管内の実態把握</p> <p>(2) 保健、福祉、医療等と連携した教育相談体制の整備</p> <p>(3) 保健、福祉、医療等と連携した教育相談体制の整備</p> <p>(4) <u>前各号に掲げるもののほか</u>、目的達成に必要な事項</p> <p>（委員の構成等）</p> <p>第3条 協議会の委員は25名以内とし、別表に掲げるものうちから教育委員会が委嘱又は任命する。</p> <p>2 委員の任期は1年とする。ただし、任期途中で委員の欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任委員の任期が終了するまでの間とする。</p> <p>3 委員は、再任することができる。</p>

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する非常勤特別職とする。

(会長及び副会長)

- 第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。
- 2 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 協議会の会議（以下、「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 会議は委員の2分の1以上が出席しなければ開くことはできない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第6条 協議会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の委員（以下、「専門部長」という。）は、必要に応じて会長が指名する。

(経費)

第7条 協議会の運営のための必要な経費は、白竹市教育委員会の予算から支出する。

(事務局)

第8条 協議会の事務局を、白竹市教育委員会学校教育課内におき、庶務を担当する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、白竹市教育委員会が別途定める。

附 則

この告示は、平成22年9月1日から施行する。

附 則（平成25年4月26日教委告示第4号）

(削除)

(会長及び副会長)

- 第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。
- 2 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 協議会の会議（以下、「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 会議は委員の2分の1以上が出席しなければ開くことはできない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第6条 協議会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の委員（以下、「専門部長」は、必要に応じて会長が指名する。

(経費)

第7条 協議会の運営のための必要な経費は、白竹市教育委員会の予算から支出する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務を、白竹市教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、白竹市教育委員会が別途定める。

附 則

この告示は、平成22年9月1日から施行する。

附 則（平成25年4月26日教委告示第4号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

別表 白杵市特別支援連携協議会委員名簿

区分	職名等
医療関係者 (4名以内)	(1) 医師 (2) 臨床心理士
健康・保健関係者 (5名以内)	(3) <u>白杵市役所 保健健康課 課長</u> (4) <u>白杵市役所 保健健康課 保健師 (母子担当)</u> (5) <u>大分県中部保健所 保健師</u>
福祉関係者 (7名以内)	(6) <u>さぽーとセンター風車 相談支援専門員</u> (7) <u>保育園 園長会長</u> (8) <u>家庭児童相談員</u> (9) <u>社会福祉協議会 主任児童委員</u> (10) <u>白杵市役所 福祉課 課長</u> (11) <u>白杵市役所 福祉課 子育て支援室 室長 (新設)</u>
教育関係者 (9名以内)	(12) <u>白杵支援学校 関係者</u> (13) <u>小中学校 校長会 代表</u> (14) <u>小中学校 教諭 代表</u> (15) <u>幼稚園 園長代表</u> (16) <u>教育委員会 学校教育課 課長</u> (17) <u>教育委員会 学校教育課 指導主事 (新設)</u>

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

別表 白杵市特別支援連携協議会委員名簿

区分	職名等
医療関係者 (4名以内)	(1) 医師 (2) 臨床心理士
健康・保健関係者 (5名以内)	(3) <u>白杵市 子育て課 保健師</u> (4) <u>大分県中部保健所 保健師</u>
福祉関係者 (7名以内)	(5) <u>さぽーとセンター風車 相談支援専門員</u> (6) <u>白杵市認可保育園協議会 園長会 会長</u> (7) <u>家庭児童相談員</u> (8) <u>白杵市地域自立支援協議会 児童部会 委員</u> (9) <u>白杵市 福祉課 課長</u> (10) <u>白杵市 子育て課 課長</u> (11) <u>療育機関 代表</u>
教育関係者 (9名以内)	(12) <u>大分県立白杵支援学校 関係者</u> (13) <u>白杵市公立小中学校 校長会 代表</u> (14) <u>白杵市公立小中学校 教諭 代表</u> (15) <u>白杵市立幼稚園 園長代表</u> (16) <u>教育委員会 学校教育課 課長</u> (17) <u>教育委員会 学校教育課 指導主事</u> (18) <u>特別支援教育相談員</u>

平成27年度図書館協議会委員名簿

任期平成27年5月1日～平成29年4月30日まで

氏名	生年月日	住 所	TEL	所属	専門分野	備 考
笹山 昭義	S19. 4. 5	〒875-0052 中市浜10組	62-3745	白杵市観光情報 協会会員	社会教育	再任
後藤 馨	S36. 12. 13	〒875-0234 野津町大字原1491	0974 32-7205	図書館利用者代表	家庭教育	再任
木元 孝功	S30. 8. 29	〒875-0202 白杵市立野津小学校	0974 32-2004	学校校長会	学校教育	(学校代表) 変更
益 美智子	S22. 2. 19	〒875-0052 中市浜11組	62-4564	退職校長会	学校教育	再任
加茂千恵子	S 27. 1. 19	〒875-0051 浄光台4-1組	63-5038	読み聞かせグループ(よ むむの会)	社会教育	新任

平成28年度図書館協議会委員名簿 (案)

任期平成28年5月1日～平成29年4月30日まで

氏名	生年月日	住 所	TEL	所属	専門分野	備 考
笹山 昭義	S19. 4. 5	〒875-0052 中市浜10組	62-3745	白杵市観光情報協会 会員	社会教育	再任
後藤 馨	S36. 12. 13	〒875-0234 野津町大字原1491	0974 32-7205	図書館利用者代表	家庭教育	再任
仲村 善彦	S34. 7. 23	〒875-0051 白杵市立市浜小学校	62-2369	学校校長会	学校教育	(学校代表) 変更
益 美智子	S22. 2. 19	〒875-0052 中市浜11組	62-4564	退職校長会	学校教育	再任
加茂千恵子	S27. 1. 19	〒875-0051 浄光台4-1組	63-5038	読み聞かせグループ(よ むむの会)	社会教育	再任

平成28年4月

定例教育委員会追加議案

臼杵市教育委員会

平成28年4月定例教育委員会追加議案 目次

第24号議案	臼杵市教育委員会感謝状贈呈規程の制定について-----	1
第25号議案	臼杵市教育委員会感謝状贈呈候補者について-----	4

第24号議案

臼杵市教育委員会感謝状贈呈規程の制定について

臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第6号）第1条第16号の規定に基づき議決を求める。

平成28年4月27日提出

臼杵市教育委員会教育長 齋藤克己

臼杵市教育委員会感謝状贈呈規程

（趣旨）

第1条 この規程は、臼杵市の教育の発展に功績のあったものに対し謝意を表するため、臼杵市教育委員会（以下、「委員会」という。）が感謝状を贈呈することに関し必要な事項を定めるものとする。

（感謝状贈呈の対象）

第2条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する個人、法人又は団体に対し、感謝状を贈呈するものとする。

- （1） 臼杵市の教育の普及及び振興について特に功績のあったもの
- （2） 臼杵市の体育、芸術等の文化活動において特に優秀な成績をあげたもの
- （3） 前2号のほか、委員会が感謝状を贈呈することが適当であると認めるもの

（候補者の内申）

第3条 教育長は、前条各号のいずれかに該当することが見込まれる個人、法人又は団体を、感謝状内申書（別記様式）により議案として委員会に付議する。

（審査）

第4条 委員会は、前条の規定による書類に基づき審査し、被贈呈者を決定する。

(庶務)

第5条 感謝状に関する庶務は、教育総務課において処理する。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、感謝状贈呈の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別記様式（第3条関係）

感謝状内申書（個人、法人、団体）			
ふりがな 氏名 (名称)			
生年月日 (設立月日)		職業	
住所 (所在地)		団体代表者 氏名	
功 績 の 内 容			

備考 功績・受賞暦は、功績の内容欄に記入すること。

第25号議案

臼杵市教育委員会感謝状贈呈候補者について

臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第1条第16号の規定に基づき議決を求める。

平成28年4月27日提出

臼杵市教育委員会教育長 齋藤 克己

臼杵市教育委員会感謝状贈呈規程（平成28年教育委員会告示第○号）第4条の規定に基づき、被贈呈者の議決を求める。

別記様式（第3条関係）

感謝状内申書（個人、団体）			
ふりがな 氏名 (名称)	よしだ みのる 吉田 稔		
生年月日 (設立月日)	昭和23年1月3日	職業	自営
住所 (所在地)	臼杵市掛町4組	団体代表者 氏名	
功 績 の 内 容			
<p>【経歴】 大分県自然指導委員 臼杵市音楽連盟会長 臼杵ヨットクラブ会長 ホタル探偵団代表 海と渚を愛する会代表 環境庁環境カウンセラーと自然、文化、歴史分野で幅広く活躍。 平成8年より旧臼杵市文化財調査委員会委員として、また、合併後の平成17年5月 から臼杵市文化財調査委員会委員を歴任。 平成23年8月から平成27年7月まで臼杵磨崖仏修理委員会委員 平成21年12月1日から平成28年3月まで、臼杵城跡保存整備委員会委員 吉丸一昌記念館開館にあたり、吉丸一昌資料の調査に尽力。</p> <p>【著書】 「望郷の歌 吉丸一昌」 「三菱を支えた臼杵藩士 三村君平」 「臼杵人脈」 「在満三十六年の夢 首藤 定」</p>			

備考 功績・受賞暦は、功績の内容欄に記入すること。